

使用方法

ご使用を希望される方は、保健センター施設使用許可申請書（以下「申請書」という。）を保健センター窓口へ提出し、許可を受けてください。使用日の1箇月前から受け付けますが1箇月前が土曜日、日曜日又は祝日等閉所日にあたる場合は翌日以降の開所日から受け付けます。

尚、申請期限は次のとおりです。

- (1) 月曜日から金曜日の午前9時から午後5時までの時間に使用する場合は使用当日まで
- (2) 月曜日から金曜日の午後5時から午後9時まで並びに土曜日、日曜日に使用する場合は使用する日の2日前まで（使用日の2日前が土曜日、日曜日又は祝日等のときは直前の開所日の午後5時まで）

※電話による仮予約は、登録団体のみ可能です。（取り扱い平日の午前9時から午後5時まで）

※聴覚障害のある方が仮予約をする場合は、FAXでも受け付けます。

使用料（平成19年4月1日から）

使用者	貸館できる施設	施設概要	使用料1時間	使用曜日・時間
市内に在住又は勤務する10人以上の団体でかつ7割以上が市内在住者	健康増進室	音響設備	250円	日～土曜日 午前9時から 午後9時まで
		イスのみ200席可能		
	栄養指導室	調理台7台	150円	
		調理器具		
	母子指導室	和室42畳	100円	
		母子活動・会議用		

貸出目的

市民の健康の保持・増進にかかる自主的な活動を側面的に支援するため、健康保持・増進又は母子交流等に関する活動を行なう団体への施設貸出をする。＊華・茶・書道・演劇・演奏・語学等の芸術・文化活動の場合は貸出しはしていません。

また、保健センターの使用目的に該当しない親子活動における使用申請は、子どもの健全育成のうえから下記団体の使用申請は受理します。

- ・子ども会・PTA（会長名による申請のみ）・幼稚園父母の会（園長名による申請のみ）

使用制限

- ・ 営利を目的とした事業を行うこと
- ・ 特定の政党、政治団体の黨員等のみの集会、会議で政治を目的とする場合
- ・ 宗教活動を目的とする場合
- ・ 母子指導室での運動をする場合

休館日

国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日まで

※注意

＊保健センターは貸し館業務が主ではないので、保健センター業務を優先いたします。使用を許可しても、公的業務等により使用の中止をお願いすることがあります。

＊館内飲食と喫煙は禁止です。